

社 会 福 祉 法 人 松 園 福 祉 会

花巻あすかの里指定短期入所生活介護事業所

運 営 規 程

花巻あすかの里指定短期入所生活介護事業所運営規程

(運営の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松園福祉会（以下「本会」という。）が開設する短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する指定短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護サービスを提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

花巻あすかの里指定短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

花巻市西宮野目第14地割56番地2

(職 員)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (4) 機能訓練指導員 1名（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
- (5) 介護職員 24名以上（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 栄養士 1名（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
栄養士は、食事の献立の作成、栄養計算、衛生管理及び利用者に対する栄養指導等を行う。
- (7) 事務員 2名以上（特別養護老人ホーム花巻あすかの里と兼務）
事務員は施設の庶務及び会計事務に従事する。

(利用定員)

第7条 利用定員は10名とする。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

- 2 特養の空床を利用して受け入れる場合は特養の定員（60名）を超えて入所させない。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 本事業所の生活介護を中心とした主要業務は次のとおりとする。

2 介護

介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業者（以下、「事業者」という。）は、1週間に2回以上適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
- (3) 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- (4) 事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- (5) 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- (6) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 食事の提供

利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行うものとする。

利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

4 機能訓練

事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

5 健康管理

事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な処置をとらなければならない。

- (1) 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

6 相談及び援助

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

7 その他のサービスの提供

事業者は、教養娯楽施設等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- (1) 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にはその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

(2) 居住費（滞在費）

居室の種類及び負担限度区分に応じて1日あたり以下の額とする。

負担限度区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
個室	380円	480円	880円	980円	1,350円
多床室	0円	430円	430円	530円	1,000円

(3) 食費

食費は、負担限度区分に応じて1日あたり以下の額とする。

負担限度区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	300円	600円	1,030円	1,360円	1,650円

(4) 理美容代（重要事項説明書に記載）

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

(6) 送迎料金

通常の事業の実施地域内の方 184円

上記以外の方で、事業所から事業の実施地域を越える10km以上の場合は、片道1km毎に50円加算した額。

4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の指定短期入所生活介護利用に係る送迎の実施区域は次のとおりとする。

旧花巻市地域

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は、管理者や医師、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力する。

(緊急時等の対応)

第12条 事業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(身体拘束の制限)

第13条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第17条 当事業所は、利用者又はその家族等からの社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。
ただし、これらに限られるものではない。

- (1) 身体的な力を用いて危害を及ぼす行為（回避により危害を免れた場合も含む）
- (2) 個人の尊厳や人格を、言動により傷つけ、または貶める行為
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的な対応を求めるなどの性的な嫌がらせ
- (4) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- (5) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
- (6) その他、職員の就業環境を著しく害する行為

3 当事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

4 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年 4月10日から施行する。

平成15年12月20日から施行する。

平成17年10月 1日から施行する。

平成20年 4月 1日から施行する。

平成26年 2月 1日から施行する。

平成27年 4月 1日から施行する。

平成27年 8月 1日から施行する。

令和 1年 10月 1日から施行する。

令和 3年 8月 1日から施行する。

令和 6年 8月 1日から施行する。

令和 8年 8月 1日から施行する。